

令和8年6月2日  
航空局安全部  
無人航空機安全課

## ドローンの多数機同時運航を安全に行うためのガイドラインを改訂 ～ドローンの事業化を強かに推進していきます～

無人航空機の事業化をより一層促進すべく、官民の関係者で連携して検討を進め、「無人航空機の多数機同時運航を安全に行うためのガイドライン」を改訂しました。

無人航空機は、測量やインフラ点検など多くの分野で活用が拡大しており、新たな産業創出や社会課題の解決への期待が高まっています。

このような中、国土交通省では、無人航空機の事業化の推進に向けて、一人の操縦者が多数の無人航空機を同時運航する「**多数機同時運航**」の普及・拡大により、運航の効率化や事業採算性の向上を図るべく、「無人航空機の多数機同時運航を安全に行うためのガイドライン（第一版）」を策定し、公表しています。

今般、更なる事業化の推進を図るため、本ガイドラインを改訂し、一人の操縦者が同時運航する機体数の上限廃止などを行いました。今回の改訂により、物流やインフラ点検等において、遠隔操縦拠点の操縦者が異なるエリアでより多くのドローンを同時運航することで運航の効率化が図られ、少ないコストでの運航が可能となり、ドローンの事業化が一層促進されます。

### 【改訂のポイント】

#### （１）機体数の上限廃止

同時運航する機体数の段階的な増加やそれに伴うリスクへの対策の有効性等に関する検証を前提に機体数の上限を廃止

#### （２）実証を踏まえた各要件の精緻化

令和7年度に行われた多数機同時運航の実証で得られた知見等をガイドラインに反映。

### 【改訂したガイドライン】

改訂したガイドラインは、以下のページに掲載しております。

[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)

（参考）令和7年の「規制改革推進に関する答申」において、本ガイドラインについて、ドローンの社会実装等の状況も踏まえつつ、更新を行う旨が記載。

### 【問い合わせ先】

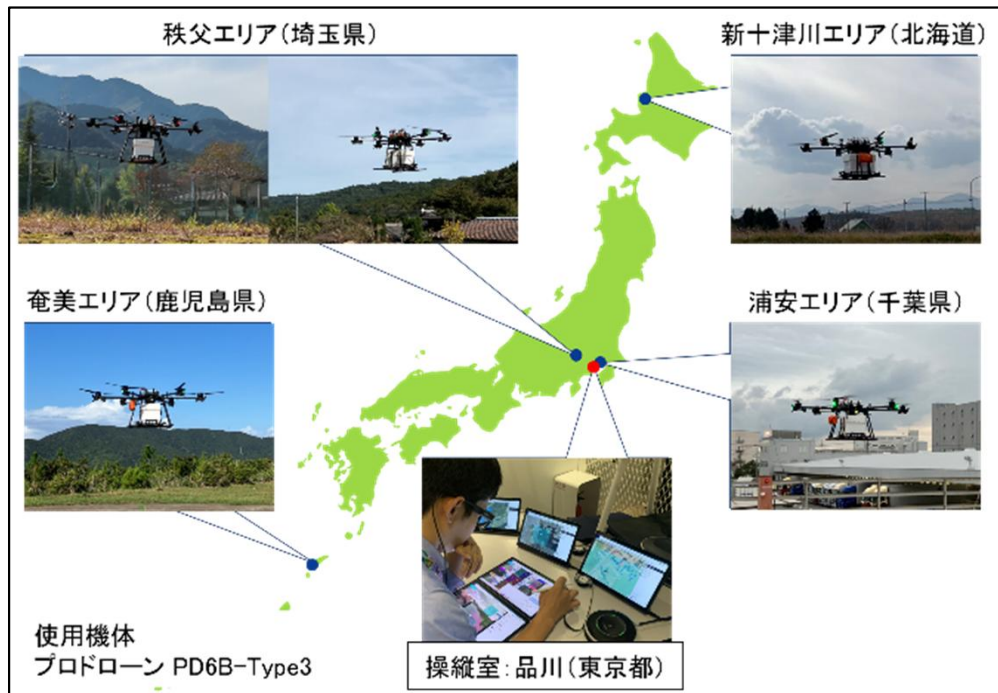
航空局 安全部 無人航空機安全課 伊藤、亀居

TEL（直通）03-5253-8615 （代表）03-5253-8111（内線 48279、48131）

## 多数機同時運航の事例①

〈物流のユースケースを想定した飛行実証〉

日本航空（株）、KDDI（株）、  
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構



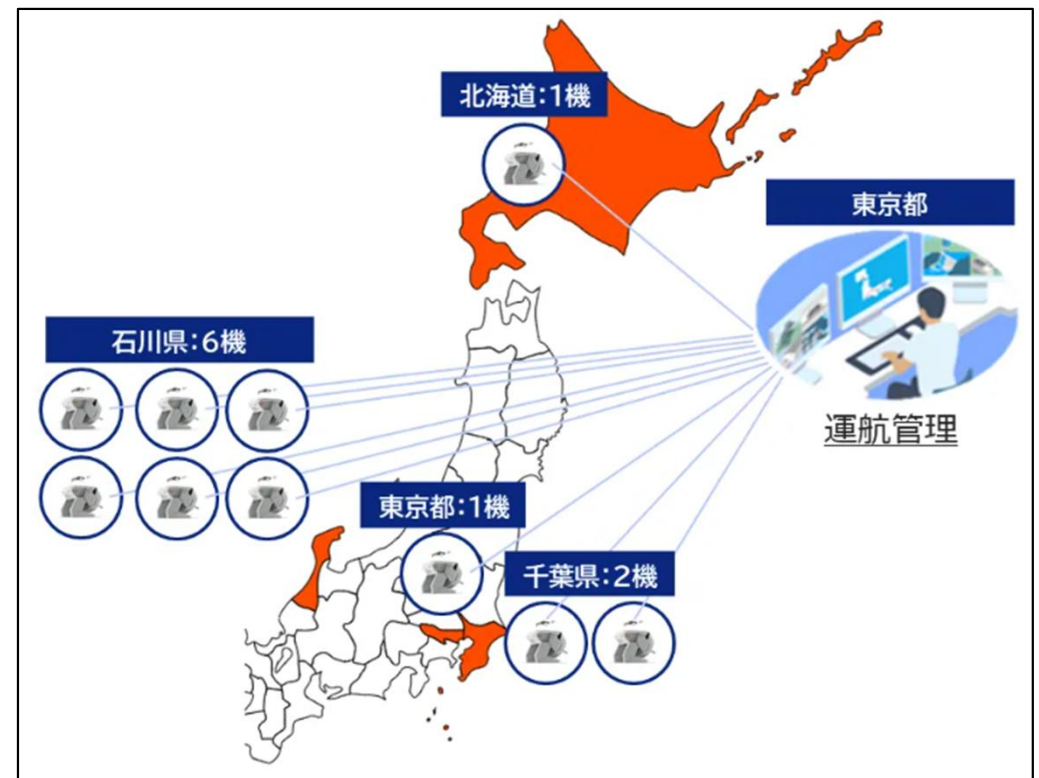
\*日本航空株式会社のプレスリリースより引用

1人の操縦者による5機体同時運航の様子

## 多数機同時運航の事例②

〈複数ユースケースを想定した飛行実証〉

KDDI（株）、KDDIスマートドローン（株）



\*KDDI株式会社、KDDIスマートドローン株式会社のプレスリリースより引用

1人の操縦者による10機体同時運航の実証概要

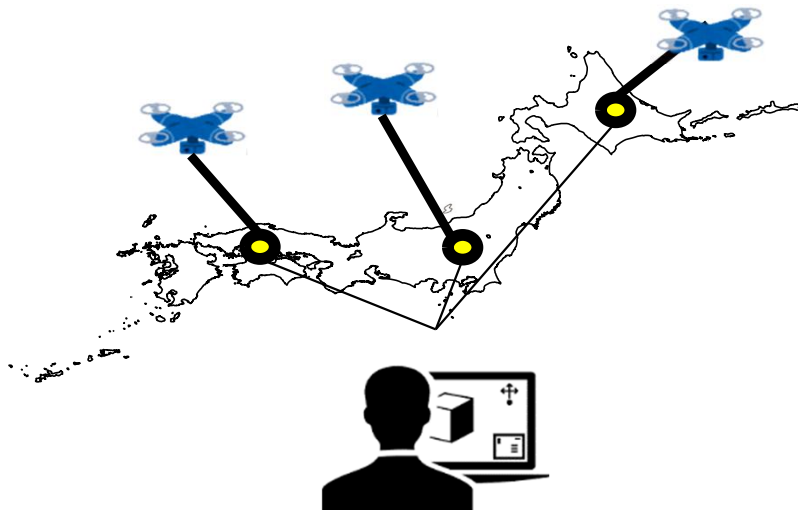
○ドローンの事業化をより一層促進すべく、「無人航空機の多数機同時運航を安全に行うためのガイドライン」を第二版に改訂。

## 第一版

**対象** ○ 1対5（操縦者1人に対して5機）までが対象  
※無人地帯における目視外飛行が対象。ドローンショーは対象外

**要件**

機体	○ 自動操縦機能の装備 等
操縦者	○ 必要な訓練を受けていること 等
運航管理	○ 操作・監視がしやすい画面の配置 等



## 第二版への改訂

### 改訂のポイント①：機体数の上限廃止

○同時運航する機体数の段階的な増加に伴うリスクへの対策の有効性等に関する検証を前提に**機体数の上限廃止**  
＜リスク例＞ 機体を取り違えて操作、通信の途絶・干渉 等

### 改訂のポイント②：実証を踏まえた各要件の精緻化

○令和7年度に行われた多数機同時運航の**実証で得られた知見等をガイドラインに反映**。

＜精緻化した要件の例＞

・操縦者や補助者等との組織的な連携に関する訓練  
・不安全事象発生時の対応手順を含む運航手順の整備 等

